

吸収分割に係わる事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める書面)

2021 年 12 月 20 日
東邦亜鉛株式会社

2021年12月20日

吸収分割に係る事前開示事項

東京都千代田区丸の内1丁目8番2号
東邦亜鉛株式会社
代表取締役社長 丸崎 公康

当社は、長年培ってきた製錬技術を活かし資源リサイクルと貴金属回収の強化に取り組んでいる中、鉛製錬の主力工場である契島製錬所の役割を見直した結果、グループ内外問わず委託製錬需要を取り込める組織体制とすることで収益力をより強化すべく東邦契島製錬株式会社（本店所在地:広島県豊田郡大崎上島町東野5562番地1。以下「承継会社」という。）との間で、2021年12月6日付にて締結した吸収分割契約書（その後の変更があった場合も含む。）に基づき、2022年3月1日を効力発生日として、当社が営む鉛製錬等に関する事業を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本件分割」という。）を行うことといたしました。本件分割に関する会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に基づく事前開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収分割契約の内容（会社法第782条第1項第2号）

2021年12月6日付吸収分割契約書の内容は、添付1のとおりです。

2. 吸収分割の対価についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第1号イ）

(1) 交付する株式数に関する事項

本件分割に際して、承継会社は新たに普通株式900株を発行し、そのすべてを分割会社である当社に割当て交付いたします。承継会社は当社の100%子会社であり、本件分割に際して承継会社が新たに発行する株式の全部を当社に交付することから、これを任意に定めることができるものと認められるため、当社及び承継会社で協議の上、割当て交付する株式数を決定しており、相当であると判断いたしました。

(2) 資本金及び準備金の額に関する事項

承継会社が本件分割により増加する資本金及び準備金の額は、次のとおりであり、本件分割後における承継会社の事業内容及び当社から承継する資産及び負債に照らして相当であると判断いたしました。

① 資本金	0円
② 資本準備金	2,500,000円
③ その他資本剰余金	株主資本等変動額から、前各号の額を減じて得た額
④ 利益準備金	0円
⑤ その他利益剰余金	0円

3. 承継会社に関する事項(会社法施行規則第 183 条第 4 号)
 - (1) 吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表の内容 (同号イ)
添付 2 のとおりです。
 - (2) 吸収分割承継会社の成立の日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容 (同号ロ)
該当事項はありません。
 - (3) 吸収分割承継会社の成立の日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容 (同号ハ)
該当事項はありません。
4. 当社に関する事項 (会社法施行規則第 183 条第 5 号イ)
 - (1) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容
該当事項はありません。
5. 吸収分割の効力発生日以後における当社の債務及び承継会社の債務 (吸収分割により承継されるものに限る。) の履行の見込みに関する事項 (会社法施行規則第 183 条第 6 号)
 - (1) 当社の債務の履行の見込みについて
 - ① 当社の 2021 年 3 月 31 日現在の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ金 104,746 百万円、金 63,671 百万円です。
 - ② 2021 年 4 月 1 日から現在に至るまで、当社の債務の履行の見込みに支障をきたすような事象は生じておらず、本件分割によって当社が承継会社に移転する予定の資産及び負債の額は、それぞれ金 4,980 百万円 (予定) 及び金 570 百万円 (予定) と見込んでおり、当社の資産及び負債の状況に鑑みて、本件分割後も資産の額が負債の額を十分に上回ることが見込まれます。
 - ③ 本件分割後の当社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、当社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、予想しておりません。
 - ④ 以上より、本件分割後における当社の債務については履行の見込みがあると判断いたします。
 - (2) 承継会社の債務 (吸収分割により承継させるものに限る。) の履行の見込みについて
 - ① 確定した最終事業年度はありませんが、成立した日 (2021 年 9 月 24 日) 時点の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ金 10 百万円、金 0 百万円です
 - ② 成立の日から現在に至るまで事業を営んでいないこともあり、承継会社の債務の履行の見込みに支障をきたすような事象は生じておらず、本件分割によって承継会社が当社から承継する予定の資産及び負債の額は、それぞれ金 4,980 百万円 (予定) 及び金 570 百万円 (予定) と見込んでおります。したがって、承継会社の資産及び負債の状況に鑑みて、本件分割後も資産の額が負債の額を十分に上回ることが見込まれます。なお、本件分割で当社から承継会社が承継する債務については、併存的債務引受の方法によることとしていることを申し添えます。

- ③ 本件分割後の承継会社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、承継会社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、予想していません。
- ④ 以上より、本件分割後における承継会社の債務（本件分割により承継させるものに限る。）については履行の見込みがあると判断いたします。

以上

- ・添付1 吸収分割契約書（写し）
- ・添付2 承継会社の成立の日（2021年9月24日）における貸借対照表



吸収分割契約書

東邦亜鉛株式会社（以下、「分割会社」という。）と東邦契島製錬株式会社（以下、「承継会社」という。）とは、次のとおり吸収分割契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収分割の方法）

分割会社は、第7条に規定する効力発生日（以下、「効力発生日」という。）をもって、吸収分割の方法により、鉛製錬等に関する事業（以下、「分割事業」という。）の権利義務を承継会社に承継させ、承継会社はこれを承継する（以下、「本吸収分割」という。）。

第2条（商号及び住所）

分割会社並びに承継会社の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

- (1) 分割会社商号：東邦亜鉛株式会社
住所：東京都千代田区丸の内1丁目8番2号
- (2) 承継会社商号：東邦契島製錬株式会社
住所：広島県豊田郡大崎上島町東野5562番地1

第3条（本吸収分割に際して交付する分割対価）

承継会社は、本吸収分割に際して普通株式900株を発行し、そのすべてを分割会社に対して割当て交付する。

第4条（承継会社の資本金等の額に関する事項）

承継会社が本吸収分割により増加する資本金、資本準備金、その他資本剰余金、利益準備金及びその他利益剰余金の額は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------|-------------------------|
| (1) 資本金 | 0円 |
| (2) 資本準備金 | 2,500,000円 |
| (3) その他資本剰余金 | 株主資本等変動額から、前各号の額を減じて得た額 |
| (4) 利益準備金 | 0円 |
| (5) その他利益剰余金 | 0円 |

第5条（本吸収分割により承継する権利義務）

1. 分割会社は、2021年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とする別紙「承継権利義務明細表」に、効力発生日前日までの増減を加除した資産、負債及び権利義務を、効力発生日において承継会社に引き継ぐ。
2. 承継会社が分割会社から承継する債務に関しては、併存的債務引受の方法による。但し、分割会社が債権者に対して債務を弁済したときは、分割会社は承継会社に対してその弁済額を求償することができる。

第6条（吸収分割契約承認総会等）

1. 分割会社は、会社法第784条第2項の規定により、同法第783条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく、本吸収分割を行う。
2. 承継会社は、効力発生日の前日までに、本契約の承認及び本吸収分割に必要な事項に関する承継会社の株主総会決議（会社法第319条第1項により、株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。）を得るものとする。

第7条（効力発生日）

本吸収分割の効力発生日は、2022年3月1日とする。但し、本吸収分割の手の進行に及び必要があるときは、分割会社と承継会社は、協議のうゑ効力発生日を変更することができる。

第8条（競業避止義務）

分割会社は、効力発生日以降も分割事業について一切の競業避止義務を負わない。

第9条（会社財産の善管注義務）

分割会社並びに承継会社は、本契約締結日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって業務の執行及び財産の管理・運営を行うものとし、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為については、あらかじめ分割会社と承継会社が協議のうゑ実行する。

第10条（移転手続）

本承継権利義務の承継に関して、登記、登録、通知、承諾等の手続が必要となるものについては、分割会社及び承継会社は協力してその手続を行う。

第11条（分割条件の変更及び分割契約の解除）

本契約締結日から効力発生日の前日までに、天災地変その他の事由により、分割会社又は承継会社の資産状態若しくは経営状態において重大な変更が生じたときは、分割会社と承継会社による協議のうゑ、本契約を変更又は解除することができる。

第12条（本契約の効力）

本契約は、法令の定める関係官庁等の承認もしくは許認可等が得られないときは、その効力を失う。

第13条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本吸収分割に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、分割会社と承継会社による協議のうゑ定める。

本契約締結の証として本書2通を作成し、分割会社と承継会社が記名押印のうゑ、各1通を保有する。

2021年12月6日

分割会社

東京都千代田区丸の内1丁目8番2号

東邦亜鉛株式会社

代表取締役社長 丸崎 公康



承継会社

広島県豊田郡大崎上島町東野5562番地1

東邦契島製錬株式会社

代表取締役社長 飯塚 茂



承継権利義務明細表

承継会社が、分割会社から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（以下、「承継対象権利義務」という。）は、次に掲げる権利義務であって、効力発生日において分割会社に帰属する権利義務とする。

1. 資産

(1) 流動資産

分割事業に属する現金及び預金、未収入金、貯蔵品、前払費用、従業員仮払金、立替金（但し、分割会社に係るものを除く。）

(2) 固定資産

分割事業に属する建物、建物付属設備、構築物、機械装置、船舶及び車両運搬具、工具器具備品、土地、建設仮勘定、リース資産、差入保証金、長期前払費用、繰延税金資産（但し、分割会社に係るものを除く。）

2. 負債

(1) 流動負債

分割事業に属する未払金、未払費用、従業員預り金、リース債務（但し、分割会社に係るものを除く。）

(2) 固定負債

分割事業に属するリース債務、資産除去債務、繰延税金負債（但し、分割会社に係るものを除く。）

3. 雇用契約等

効力発生日の前日において効力を有する、分割事業に従事する分割会社の従業員（但し、効力発生日の前日までに別途分割会社及び承継会社が合意した従業員を除く。）と分割会社との間の雇用契約に係る契約上の地位及びこれに付随する権利義務

4. 知的財産権・許認可等

効力発生日の前日において、分割会社が保有している分割事業に属する知的財産権、許認可等のうち、効力発生日の前日までに別途分割会社及び承継会社が合意したもの

5. その他の権利義務

分割事業に属する雇用契約以外の契約であって、分割会社が締結し、かつ効力発生日の前日において効力を有する契約（当該契約に付随又は関連する契約を含む。以下同じ。）における契約上の地位及び当該契約に基づく権利義務（分割事業に関し生じた売掛金及び買掛金を含む。但し、分割会社に係るものを除く。）

上記第1項から第5項の規定に拘わらず、本契約締結後に法令その他の規制上、本吸収分割による承継が不可能又は著しく困難であることが判明した権利義務等（当該承継に関して契約上必要となる相手方の同意が得られないことが判明したもの、及び当該承継により分割会社又は承継会社において著しい不利益を生じることが判明したものを含む。）については、分割会社及び承継会社間で協議し合意のうえ、効力発生日までに、承継対象権利義務から除外することができる。但し、効力発生日までに当該承継に関して契約上必要となる相手方の同意が得られない権利義務等について、分割会社は効力発生日から6か月間は、相手方の同意取得に努めるものとし、当該期間中、分割会社及び承継会社間においては、当該権利義務等は承継されたものとして取り扱うものとする。

以上



設立時貸借対照表

2021年9月24日現在

東邦契島製錬株式会社

(単位：円)

資産の部		純資産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】 現金及び預金	【 10,000,000 】 10,000,000	【株主資本】 資本金	【 10,000,000 】 10,000,000
資産の部 合計	10,000,000	純資産の部 合計	10,000,000